

地下水揚水規制の見直しについて

環境確保条例施行規則の改正（平成 28 年 3 月）

～小出力ポンプ（出力 300 ワット以下の揚水機）が規制対象になりました～

◆改正の内容

（現行）揚水機の出力 300 ワットを超える揚水施設を対象

（新） 全ての揚水施設を対象（※）

※一戸建て住宅で家事用のみに使用するものは、これまで通り揚水機の出力 300 ワットを超える揚水施設のみ対象

◆改正の趣旨

小出力ポンプ（出力 300 ワット以下の揚水機）は、一般家庭における生活用として少量の揚水に使用されてきたことから、これまで条例規制の対象外としてきました。

ところが近年、ポンプの省エネ化や能力向上が進み、条例規制基準である日量 10m³ を超える揚水が可能な小出力ポンプが流通するようになってきました。

そこで揚水機の出力による規制対象の線引きを撤廃し、揚水規制の適正化を図ります。

◆改正規則の施行日

平成 28 年 7 月 1 日施行（平成 28 年 3 月 24 日改正）

◆よくある御質問

Q1. 手押しのポンプも規制対象になるの？

A1. 動力を用いて揚水するものに限るため、手押しポンプはこれまで通り規制対象外です。

Q2. すでに設置されているポンプも規制対象になるの？

A2. 本改正では新設する小出力ポンプのみを対象としており、既設の小出力ポンプはこれまで通り規制対象外です。ただし、揚水量を把握する必要があると判断される場合には、設置者の方に揚水量報告のご協力をいただく場合があります。

また、ポンプや用途を変更する場合は規制対象となる可能性もあるため、窓口へご相談ください。

Q3. 家庭で生活用に使うため小出力ポンプを設置しようと考えているが、届出が必要になるの？

A3. 一戸建ての住宅で家事用のみに使用する小出力ポンプは規制対象外のため届出不要です。家事用とは、家庭で使用する、冷暖房用、飲食物の調理用、水洗便所用、洗濯・風呂用、家用自動車（軽自動車）の洗車、庭への散水等を指します。

ただし、住宅が事業所や店舗を兼ねている場合は、家事用と事業用の利用が明確でないことから、事業用として規制対象となります。また、集合住宅は世帯数や共用部での使用量により、一戸建て住宅に比べ揚水量が多くなることから、規制対象です。届出が必要か分からない場合は、窓口へご相談ください。

相談窓口

世田谷区 環境政策部 環境保全課（TEL:03-6432-7137）